

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告示

- 土地区画整理組合の解散の認可 (都市計画課) 一
○土地改良区の定款変更の認可 (二件) (仙台地方振興事務所) 一
○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁教育企画室) 二

告示

- 宮城県告示第七百九十一号
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。
令和二年十月六日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 組合の名称
利府町野中南土地区画整理組合
二 事務所所在地
宮城県利府町加瀬字南野中沢四十三番地の百九十三
三 解散事由
事業の完成
四 解散認可の年月日
令和二年九月三十日
○宮城県告示第七百九十二号

富谷北部土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、令和二年九月二十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年十月六日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山口 浩 徳

○宮城県告示第七百九十三号

亙理土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、令和二年九月二十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年十月六日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山口 浩 徳

○宮城県告示第七百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、鶴田川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和二年十月六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 富田 政 則

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年九月三日	千葉 榮	大崎市鹿島台広長字内ノ浦八百十五番地四	理事
令和二年九月三日	佐藤 好治	黒川郡大郷町粕川字新長沼三十八番地の一	理事
令和二年九月三日	只木 芳紀	宮城県松島町幡谷字検行十八番地	理事
令和二年九月三日	斎藤 頼雄	黒川郡大郷町土橋字宮林畑四十一番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和二年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年九月二日	角 田 正 人	大崎市鹿島台大迫字十八騎十五番地	理事
令和二年九月二日	高 橋 久	宮城県松島町手樽字宮田三十二番地	理事
令和二年九月二日	佐 藤 千加雄	黒川郡大郷町大松沢字法堂撫山宅地二十九番地の一	理事
令和二年九月二日	蜂 谷 文 雄	黒川郡大郷町羽生字長根二十三番地	理事
令和二年九月二日	山 口 文 博	二大崎市鹿島台大迫字下志田七百番地	理事
令和二年九月二日	斎 藤 頼 雄	地黒川郡大郷町土橋字宮林畑四十一番地	理事
令和二年九月二日	只 木 芳 紀	宮城県松島町幡谷字検行十八番地	理事
令和二年九月二日	佐 藤 好 治	黒川郡大郷町柏川字新長沼三十八番地の一	理事
令和二年九月二日	千 葉 榮	大崎市鹿島台大長字内ノ浦八百十五番地四	理事

二 退任した者

令和二年九月三日	鈴 木 史 人	大崎市鹿島台深谷字藤坊十三番地	理事
令和二年九月三日	山 口 文 博	二大崎市鹿島台大迫字下志田七百番地	理事
令和二年九月三日	蜂 屋 文 雄	黒川郡大郷町羽生字長根二十三番地	理事
令和二年九月三日	佐 藤 千加雄	黒川郡大郷町大松沢字法堂撫山宅地二十九番地の一	理事
令和二年九月三日	林 裕 志	宮城県松島町磯崎字磯崎十六番地	理事

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 G I G A スクールサポーター配置業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年九月七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目十九番二号
- 五 落札金額 五千四百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年八月七日